

モニタリング結果の検証について

令和7年7月24日（相談支援部会時使用）

安曇野市

障がい者基幹・総合相談支援センター

1

モニタリング結果の検証の根拠

通知「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成30年3月30日/障障発0330第1号）

3）モニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公平性・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

①各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。

②市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することが望ましい。

第6期障害福祉計画基本指針

（令和2年厚生労働省告示第213号による改正後の平成18年厚生労働省告示第395号）

相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、以下の別表に掲げる総合的・専門的相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

2

モニタリング結果の検証の基本的な考え方

モニタリング結果の検証は・・・

質が高くかつ公平・中立性の担保された支援を提供するためにはどのようなしたらよいかについて利用者の個別の支援を対象として実施するもの

相談支援専門員が行う業務（支援）の検証

- ・相談支援専門員が行う計画相談支援におけるケアマネジメントプロセス全体の検証である
- ・利用者支援の充実に向け、相談支援専門員の行動変容を促すもの
- ・モニタリング報告書やサービス等利用計画等に関する書類の検証ではなく、書類を素材として活用した業務全体の検証する
- ・改善事項の洗い出し等のみに拘泥することなく、相談支援専門員が支援の欠点の指摘や支援の否定・非難と捉え、モチベーションの低下につながらないように配慮しなければならない

3

総合的な検証の必要性

障害者総合福祉推進事業等における検証の視点

サービス等利用計画、支援の質（生活の質への結びつき）について数値化するのは難しいものの以下の視点が求められる

- ・エンパワメント・アドボカシーの視点
- ・総合的な生活支援の視点
- ・連携・チーム支援の視点
- ・生活の質の向上の視点
- ・本人にとって必要十分な支援となっているか
- ・財源の使用が効果的、効率的な使用となっているか
- ・ニーズや環境の変化に対応できているか
- ・モニタリングの期間設定が適切か
- ・結果として適正なプランになっているか
- ・自助自立の視点
- ・ニーズに基づく支援の視点
- ・中立・公平性の視点
- ・権利擁護や合理的配慮、虐待防止の視点

4

モニタリング結果の検証のための「方法」①

	事業所型検証モデル (個別モデル)	地域型検証モデル (集団モデル)
対 象	個々の相談支援事業所	複数の相談支援事業所
特 徴	○事業所支援 ○個別のケース支援 ○個々の相談支援専門員の力量 に合わせた支援 等	○地域の相談支援体制の強化 ○地域におけるケース共有（地 域課題化） 地域における相談支援専門員の 相互の研鑽 等
手 法	基幹相談支援センター（市町 村）による (1)ケース点検 (2)事業所訪問（巡回訪問） (3)同行	基幹相談支援センター（市町 村）が中心となり、地域の関係 者が集まった場での (1)事例レビュー (2)グループスーパービジョン
留意点	「モニタリング支援」と「モニ タリング検証」に一定の線引き が必要	「事例検討会」や「研修」等と 「モニタリング検証」が混同さ れないこと

5

モニタリング結果の検証のための「方法」②

事業所型検証モデル（個別モデル）

ケース点検	相談支援事業所等によるモニタリング結果について、個人及び基幹相談支援センター（市町村）がその点検を行うこと。
事業所訪問	相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所を訪問し、点検を行うこと。
同 行	相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所とともに支援の場に第三者として同行し、客観的・専門的な立場から点検を行うこと。

地域型型検証モデル（集団モデル）

事例 レビュー	相談支援事業所等によるモニタリング結果について、個人及び基幹相談支援センターが中心となって、地域自立支援協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、事例レビューの手法を用いて点検を行うこと。
グループ スーパー ビジョン	相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域自立支援協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所が参画しながらグループスーパービジョンの手法を用いて点検を行うこと。

6

モニタリング結果の検証のための指標

【欠かせない「指標」の設定】

具体的にどのような指標を用いて検証していくのかについて、一定の「ものさし」がない中では、検証の意味をなさい。モニタリング結果の検証に際しては、客観的な視点に基づいて障害ケアマネジメントを評価する指標を用いることで、検証そのものの信頼性が担保される。

検証の目的が損なわない限り、指標はどのようなものを用いるかはそれぞれの地域にゆだねられている。指標の作成や、既存の指標の活用など、どのような指標を用いて検証を行うかは議論が求められる。

令和7年度の検証では安曇野市は、NPO法人日本相談支援専門員協会サービス等利用計画評価サポートブックのものを活用します。

7

令和7年度モニタリング結果の検証の実施スケジュール

時 期	内 容	備 考
6 月	実施者検討会議	事業案・指標：様式1ケース点検シートの作成
7 月下旬	相談支援部会	相談支援事業所へ実施方法の説明
8 月上旬	事業所訪問日程調整	様式2巡回相談ヒアリングシートを事業所訪問前提出
9～11月	事業所訪問	
10月中旬	ケース点検シート等提出	
11・12月	相談支援部会	ケース点検ヒアリング、GSVケース選定
1 月	GSV打合せ	
2 月	相談支援部会	GSV及び事業所訪問共有
(2・3月)	自立支援協議会	優先的地域課題が提出された場合)

8